



平成30年（く）第251号 再審開始決定に対する即時抗告申立事件

（原審 大津地方裁判所平成24年（た）第1号 再審請求事件）

再審請求人 阪原弘次外3名

有罪判決を受けた者 阪原 弘

抗告申立人 検察官

2020年（令和2年）6月18日

大阪高等裁判所 第2刑事部 御中

副主任弁護士 伊 賀 興 

外弁護士一同

要 請 書

第1 要請の趣旨

長井秀典裁判官に対し、本件の審理を回避するよう求めます。

第2 要請の理由

- 1 今般、これまで本件の裁判長であった三浦透裁判官の異動に伴い、その後任として長井秀典裁判官が第2刑事部総括裁判官に着任され、本件の裁判長を担当される旨連絡を受けました。
- 2 本件は、故阪原弘氏に対する強盗殺人事件について、同氏の遺族が、有罪判決は誤っているとして再審を求めたところ、大津地方裁判所が再審を開始する決定をし、これに対して検察官が即時抗告を申し立てた事件ですが、故阪原弘氏が生存中にも再審請求を行っています（以下、故阪原弘氏請求にかかる再審請求事件を「第1次再審請求」といい、現在係属中の遺族による再審請求事件を「第2次再審請求」といいます）。
- 3 本件の第1次再審請求は、2006年（平成18年）3月27日に大津地裁

において再審請求を棄却する決定がなされましたが、これに対する即時抗告審係属中の2011年（平成23年）3月18日に阪原弘氏が死亡したため、即時抗告審は審理途中で終了しました。

長井秀典裁判官は、上記第1次再審請求係属中の2005年（平成17年）8月2日に大津地方裁判所刑事部に着任され、上記棄却決定に裁判長として関与されています。

- 4 本件の審理は、形式的には第1次再審請求とは異なる手続であり、第1次再審請求の段階では存在していなかった新たな新証拠も多々提出されているところですが、対象としている確定判決及び旧証拠は同一である上、少なくとも第1次再審請求の審理で取り調べられた新証拠の多くが本件の新証拠に含まれています。

同事件についての過去の再審請求に関わったことが前審関与となるかどうかの法律論はともかくとして、長井秀典裁判官が上記のとおり実質的に本件の第1次再審請求の審理に関わり、裁判長として再審請求棄却決定を行ったことは動かしがたい事実です。このような立場にあった長井秀典裁判官が本件の審理を担当することは、長井秀典裁判官の主観がどうであるかはともかく、客観的には裁判所の中立・公平性、公正性に対し、重大な疑義を生じさせることは明らかです。

仮に長井秀典裁判官が裁判長として本件の審理を担当されるならば、当弁護団としてもその審理及び判断の公正性に対して重大な疑問を抱かざるを得ませんし、裁判所あるいは再審手続そのものに対する社会的な信頼を大きく損なうことにもなりかねません。そして何よりも、憲法37条1項に規定された公平な裁判所の裁判を受ける権利を侵害する重大な疑義が生じます。

- 5 よって、長井裁判官が自ら本件審理を回避（刑事訴訟規則第13条）されることを求める次第です。

なお、本件要請について、本年6月26日午後4時ころ貴裁判所に伺えますので、意見交換の機会といたく、合わせて要請します。

この時間帯にご都合がつかない場合、予備として、6月25日、午前中の時間帯であれば、弁護団としても調整可能です。

よろしく対応ください。

以上